

2

号及び組第号、以下「当該個人年金」という。)があることが記された法第29条に基づく調査の回答書を収受したこと。

また、同日、処分庁は請求人に対し、契約内容を示す証券の提出を求めたところ、契約内容変更のため生命保険会社へ郵送したため手元にはない旨を聴取したこと。

(5)平成21年7月27日、処分庁は、法第29条に基づき相互会社に対し、当該個人年金について、あらためて調査の依頼を行ったこと。
また、同日、処分庁はケース診断会議を開催し、当該個人年金の取扱いについて検討したこと。

(6)平成21年8月13日、処分庁は相互会社から、当該個人年金は、保護申請日時時点で契約者、被保険者及び受取人の名義がいずれも請求人であること、並びに平成21年7月29日に名義変更の手続きをしていることが記された法第29条に基づく調査の回答書を収受したこと。

(7)平成21年8月17日、処分庁はケース診断会議を開催し、当該個人年金は、請求人の「利用し得る資産」であると判断したこと。

(8)平成21年8月28日、処分庁はケース診断会議を開催し、請求人は保護開始申請時点において当該個人年金を保有していたことから、請求人に対する保護は必要なかったものと判断したこと。

(9)平成21年8月31日、処分庁は、請求人に対し平成21年6月26日付け保護停止決定処分及び平成21年6月27日付け保護廃止決定処分(以下「本件処分」という。)を行ったこと。

2 請求人の主張

請求人は、当該個人年金の取扱いについて、他の保護の実施機関及び横浜市役所からの説明により、解約・名義変更の必要はないと理解していた。また、保護開始申請前の相談時に、請求人は処分庁に対し、当該個人年金について申告しており、処分庁は相談記録と照合せず保護開始手続きを行っている。本件処分は、処分庁の説明及び確認不足が招いたものであり、生活保護の相談、保護開始申請手続き及び本件処分に至るまでに業務上の瑕疵があったといえる。

さらに、当該個人年金は、請求人の父が契約したものであり、請求人の知らないところで締結された契約である。掛け金は契約時から、請求人の父の銀行口座から、全額支払われており、証券の契約印も、その引き落とし口座と同じ印鑑が使用されている。また、すえ置金が請求人名義の契約のもとに支払われているが、自動的に

父の銀行口座に全額支払われており請求人は受け取っていない。請求人の資産とみなすのは不適當である。

業務の遅滞により戻入金額が増え、その間に生活に費やした保護費の戻入を保護受給者である請求人に求めるのは不適當であり、法第 80 条の適用を求める。

3 処分庁の主張

保護開始申請時に、資産申告書において請求人から申告されている。当該個人年金について処分庁が、請求人に対し個別に質問していなかったとしても、申告しなくてよいことにはならない。

保護開始日時点において、当該個人年金が契約者、被保険者及び受取人のいずれの名義も請求人であることは、法第 29 条に基づく調査回答及び請求人から提出された書類により明らかであり、請求人の資産であったと判断せざるを得ない。

また、平成 21 年 7 月 29 日、請求人は当該個人年金に係る契約の名義変更手続きを行っており、保護開始申請以降において、当該個人年金に対し自らの意志が直接反映できる立場にいたるのである。当該個人年金を「利用し得る資産」として、その解約返戻金相当額を「最低限度の生活の維持に活用することを要件」として、保護の実施が行われたものである。

処分庁は、生命保険会社から 2 回の法第 29 条調査回答を得た後と、平成 21 年 8 月 26 日に請求人から関係書類の提出及び申述を受けた後の合計 3 回のケース診断会議において、本件処分についての判断を行ったものであり、「著しい業務の遅滞」ではなく、手続きとして妥當である。

本件においては、資産がありながら保護を受けていたのであるから、法第 80 条の定める「やむを得ない事由」にはあたらない。

よって、本件処分は何ら違法不當然なものではないことから、「本件の審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

4 判断

本件審査請求については、以上の事実及び請求人、処分庁の主張を踏まえ、次のとおり判断する。

法による保護は、「生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」（法第 4 条第 1 項）ものとされ、「利用し得る資産」は、現実に使用、収益、処

分の機能を持っているものをいうと解されている。

また、保護の実施機関は、「被保護者が保護を必要としなくなったときは、すみやかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない」（法第 26 条）とされ、「保護を必要としなくなったとき」とは、必ず保護の実施機関によって調査、確認された結果によらなければならないとされている。

そして、保護の実施機関は、「保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を嘱託し、又は銀行、信託会社、要保護者若しくはその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる」（法第 29 条）とされる。

さらに、資産の活用については、最低生活の内容としてその所有又は利用を容認するに適しない資産は、原則として処分のうえ、最低限度の生活の維持のために活用させることとされている（「生活保護法による保護の実施要領について」昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発第 123 号厚生事務次官通知）。

これを本件処分についてみると、法第 29 条に基づく資産調査により明らかになった請求人名義の当該個人年金について、処分庁は、請求人の活用し得る資産であり、当該個人年金に係る解約返還金支払額が最低生活費を超えるため、請求人に対する保護の必要はなかったと判断し、保護開始申請日に遡り本件処分に至ったことが認められる。

しかしながら、処分庁は請求人に対し、既に要保護性を認め保護の開始決定を行っていることから、その後の保護受給中に明らかになった当該個人年金の取扱いは、本来、請求人に対し、その保有は認められないものとして速やかに解約指導を行い、当該個人年金の解約手続きにより、請求人が解約返還金支払額を受領した時点で、所定の額を返還させるべきものである。

また、請求人が当該個人年金の解約手続き及び解約返還金支払額を受領した事実は認められない。保護の停廃止処分は、被保護者が保護の要件を満たさなくなり、保護を継続実施すべき状態でなくなったとする事実に基づき判定し行うものであるから、処分庁は、当該解約返還額を請求人が受領したものとみなし、請求人の保護は必要なかったものとして、具体的な保護の要否判定を行わずになされた本件処分は不当といわざるを得ない。

以上、本件廃止処分は取り消されるべきとする請求人の主張に理由があることから、行政不服審査法（昭和 37 年 9 月 15 日法律 160 号）第 40 条第 3 項の規定によ

り、主文のとおり裁決する。

平成 22 年 4 月 15 日

神奈川県知事

松沢成文

